

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小野市は、健康増進法による健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

兵庫県小野市長

公表日

令和8年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づく、妊婦の届出、乳幼児検診等の情報の管理
③システムの名称	1. 母子管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 汎用オンライン申請システム 6. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,48,71,80,95,112,125,161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95,96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市 総務部 総務課 TEL(0794)63-1000(内線529)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市 市民福祉部 健康増進課 TEL(0794)63-3977
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

<p>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p>	<p>人の手が介在する局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことを複数人で確認する。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 3 〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

・人事異動の際には必ず住民情報システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。また、併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限も整理し、適切な運用を行っている。

・端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠されており、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月25日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康課長 服部 崇子	健康課長 荻野 智三	事後	
平成29年7月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	母子保健法に基づく、妊婦の届出、乳幼児検診等の情報の管理	母子保健法に基づく、妊婦の届出、乳幼児検診等の情報の管理、マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領並びにお知らせ機能による通知	事後	
平成29年7月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 母子管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 母子管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）	事後	
平成30年7月26日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康課長 荻野 智三	健康課長	事後	
令和1年6月17日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	母子保健法に基づく、妊婦の届出、乳幼児検診等の情報の管理、マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領並びにお知らせ機能による通知	母子保健法に基づく、妊婦の届出、乳幼児検診等の情報の管理	事後	
令和1年6月17日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 母子管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）	1. 母子管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	
令和1年6月17日	4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和1年6月17日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市 市民福祉部 健康課 TEL(0794) 63-3977	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市 市民福祉部 健康増進課 TEL(0794) 63-3977	事後	
令和1年6月17日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康課長	健康増進課長	事後	
令和1年6月17日	Ⅳリスク対策		全部追加	事後	
令和2年5月7日	4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和2年5月7日	4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）56の2の項（別表第二における情報照会の根拠）70の項	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 項26、項56の2、項69の2及び項87 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第19条、第30条及び第44条（情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 項69の2及び項70 ・別表第二省令 第39条	事後	
令和2年5月7日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市 総務部 総務課 TEL(0794) 63-1000(内線529)	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市 総務部 総務課 TEL(0794) 63-1000(内線529)	事後	
令和2年5月7日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市 市民福祉部 健康増進課 TEL(0794) 63-3977	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市 市民福祉部 健康増進課 TEL(0794) 63-3977	事後	
令和2年5月7日	Ⅳリスク対策5. 特定個人情報の提供・移転	提供・移転しない	十分である	事後	
令和2年5月7日	Ⅳリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない	十分である	事後	
令和3年9月22日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） ・番号法第19条第7項別表第二の16の2,115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号）第12条の2（別表第二における情報照会の根拠） ・番号法第19条第7項別表第二の16の2,17,18,19,115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号）第12条の2,第12条の3,第13条,13条の2	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号別表第二の16の2,115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号）第12条の2（別表第二における情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号別表第二の16の2,17,18,19,115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号）第12条の2,第12条の3,第13条,13条の2	事後	
令和4年12月16日	I-1 ③システムの名称	1. 母子管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 母子管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス） 5. 汎用オンライン申請システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I -1 ③システムの名称	1. 母子管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能(びったりサービス) 5. 汎用オンライン申請システム	1. 母子管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能(びったりサービス) 5. 汎用オンライン申請システム 6. 申請管理システム	事後	
令和6年10月1日	I -3 法律上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 項49 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表70の項	事後	
令和6年10月1日	I -4 ②法律上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項26、項56の2、項69の2及び 項87 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条及び第44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項69の2及び項70 ・別表第二省令 第39条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,48,71,80,95,112,125,161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95,96の項	事後	
令和8年10月27日	I -1 ③システムの名称	1. 母子管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能(びったりサービス) 5. 汎用オンライン申請システム 6. 申請管理システム	1. 母子管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 汎用オンライン申請システム 6. 申請管理システム	事後	